

(事後公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結したので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第3項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年 4月 1日

1 契約の名称、数量及び契約金額

- (1) 名 称 令和4年度奈良県立万葉文化館チラシ等封入・封緘業務
- (2) 契約金額 別紙のとおり（単価契約）

2 契約の相手方の名称及び所在地

- (1) 名 称 社会福祉法人徳眞会
- (2) 住 所 奈良県橿原市城殿町418-1

3 契約年月日

令和4年 4月 1日

4 契約の相手方を選定した理由

令和4年3月12日付けで事前公表した決定方法で該当した者

5 契約事務を担当する所属

奈良県立万葉文化館

住所：高市郡明日香村飛鳥10番地

電話：0744-54-1850

FAX：0744-54-1852

令和4年4月1日

令和4年度奈良県立万葉文化館チラシ等封入・封緘業務単価一覧

1	チラシなし文書封入・封緘	1通あたり7円
2	チラシ、ポスター同梱文書封入・封緘 (万葉古代学係発送分)	1通あたり8円
3	チラシ、ポスター同梱文書封入・封緘 (企画普及係発送分)	1通あたり8円
4	年報、書類等封入・封緘	1通あたり10円

契約金額は、発注の都度、上記の発送内容に応じた単価に各発送業務の数量を乗じた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額とする